

庁舎課題について（出前講座）

日時：平成27年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分～

場所：〇〇〇〇〇

〔参加団体〕 碓井地区行政区長会

〔説明者〕 嘉麻市庁舎・交通体系対策室 〇〇〇〇

（電話 62-5677）

1 はじめに

2 出前講座

【1】 庁舎課題に関するこれまでの主な経緯

【2】 庁舎建設の必要性について

【3】 庁舎建設の時期、財源について

【4】 庁舎建設に関する取り組みについて

【5】 庁舎に関し、よくいただく質問（Q&A）

*アンケート速報資料については、時間の都合上配布のみとさせていただきます。

3 ご意見交換

出前講座資料 ver01（平成27年3月現在）
（嘉麻市 庁舎・交通体系対策室）

*この資料は、議会の特別委員会提出資料を基に編成しているため、見出し等の付番がずれている箇所があります。ご了承をお願いします。

【1】 庁舎課題に関するこれまでの主な経緯

（資料出典：平成26年12月16日 第9回新庁舎に関する調査特別委員会提出資料より）

○平成18年3月27日 嘉麻市誕生

合併協定項目における事務所の位置

- ・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
- ・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
- ・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

○平成23年3月16日

分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）

- ・分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

○平成23年6月10日～平成24年12月11日〔新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）〕

- ・第3回新庁舎に関する調査特別委員会
新庁舎は碓井庁舎の増築で対応と当時の松岡市長が意思を表明
- ・第5回新庁舎に関する調査特別委員会
庁舎問題検討報告書の説明
- ・第7回新庁舎に関する調査特別委員会
庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票を行い、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

○平成24年12月18日〔議会本会議〕

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議（議員15名）

- ・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。
採決：賛成15票 反対6票 により、原案のとおり可決

○平成24年12月18日〔議会本会議〕

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」（議員6名）

- ・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。
- ・採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

○平成24年12月27日〔議会本会議〕

臨時議会（再議）

- ・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定
- ・再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1名により、改正条例案可決

○平成25年2月12日～24日〔市民説明会〕

庁舎問題に関する市民説明会（計5回：460人参加）

- ・参加人数：夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター（1回目 約70人、2回目 約90人）
- ・主な意見：嘉麻市の財政状況に関する不安、庁舎建設より福祉施策に重点を、将来の新たな合併可能性があるのであれば庁舎建設は無駄では、議会の議決に基づき進めるべき、利便性や人口中心地である稲築に建設すべき等（平成25年3月定例会において行政報告）

○平成26年6月11日〔議会本会議〕

平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し施政方針表明

- ・今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。

○平成26年9月17日〔行財政改革に関する調査特別委員会〕

- ・嘉麻市財政計画
合併特例債の発行計画として、発行見込み額81億円のうち、新庁舎建設事業35億円及び稲築、山田、嘉穂庁舎解体事業費3億円が計上される。
- ・職員の定員適正化計画
平成39年度を目途に職員数を350人に削減（平成25年度430人）

○平成26年10月31日〔嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置〕

- ・新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関
- ・市長以下幹部職員10人により構成（市長・副市長・教育長・総務財政担当総合調整監・民生担当総合調整監・産業建設担当総合調整監・総務課長・人事秘書課長・企画調整課長・財政課長）。事務局は庁舎・交通体系対策室。

【2】 庁舎建設の必要性について

(資料出典：平成27年3月4日 第10回新庁舎に関する調査特別委員会提出資料より)

(1) 庁舎建設の必要性

(ア) 現庁舎の問題点

- ・経年劣化が著しく、建物の大規模改修や、大幅な設備更新が必要となる。
- ・現行の耐震基準に基づいておらず、防災面及び安全性の面で大きな問題がある。
- ・エレベーターが設置されている庁舎が少ないなど、ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。
- ・OA機器の導入やIT化への対応が難しい状況で、効率的な事務サービスの提供に支障を来している。
- ・慢性的な会議室不足や執務環境面での狭隘化が事務効率の低下を招いている。



本庁舎の建設を行わず4つの庁舎を存続させることになると・・・

劣化していく4つの庁舎の建替えを必要とする時期が必ず生じることになる(結果として、順次に4つの庁舎を建設し、管理し続けることになる。)

【現庁舎の耐用年数から想定される建替えの時期】

既存の4庁舎を存続させるとした場合、合併特例債の活用期限である平成32年度末における建物の償却残余年数から想定すると、碓井庁舎については、その後11年、山田庁舎においては4年、嘉穂庁舎においては1年後には建替え等の庁舎維持に係る経費が必要となり、稲築庁舎においては、既に耐用年数を経過している建物であることから、即時に建替え等を実施しなければならない状況であるといえる。

【参考資料1】 庁舎の概要

区分	建築年	構造	敷地面積	庁舎延床面積	経過年数※	平成32年度末償却残余年数※
碓井庁舎	昭和56年	RC3階建	14,332 m ²	3,305 m ²	33年	11年
山田庁舎	昭和49年	RC3階建	13,430 m ²	5,302 m ²	40年	4年
嘉穂庁舎	昭和46年	RC2階建	6,331 m ²	2,690 m ²	43年	1年
稲築庁舎	昭和26年	RC2階建	6,929 m ²	3,129 m ²	63年	19年経過

※経過年数は、平成26年末時点での経過年数

※残余年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める鉄筋コンクリート造における耐用年数50年を基準

〔参考資料2〕 各庁舎の経年劣化の状況の主なもの

【碓井庁舎】天井雨漏り



【山田庁舎】雨漏りのため天井破損



【嘉穂庁舎】地下サッシ変形、開閉不可



【稲築庁舎】壁、天井剥離・亀裂箇所



(イ) 分庁方式による問題点

分庁方式による問題点については、平成23年3月に行政改革推進本部第3次組織機構改編専門部会が、「分庁問題に関する報告書」を作成したものである。

この報告書は、平成27年度に職員数を400人まで削減する計画に基づき、これまで以上に簡素で効率的な組織を目指す必要があるとして、分庁方式が抱える問題点などを検証、その解決の方策や課題点を明らかにすることを目的として作成されたものである。その後、当該報告書の内容を基に「庁舎問題検討報告書」等においても同様の問題点が指摘されている。

【各報告書による分庁方式の問題点】

- ・旧市町の垣根を越えた市民や職員の交流に限界があり、市の一体感を醸成するうえで一つの阻害要因となっている。
- ・嘉麻市としての中心市街地形成やまちづくり拠点としてのシンボル性の欠如を招いている。
- ・行政組織の分散により市民が各庁舎を行き来する事態が生じ、市民サービスの低下（利便性の低下）を招いている。
- ・物理的な距離の問題で、簡素で効率的な組織構築の観点において、阻害要因の一つとなっている。
- ・庁舎の異なる部署間の連絡調整や事務決裁手続きに支障が生じ、業務効率の低下を招いている。
- ・分庁間の移動に伴う人件費や燃料費及び公用車の維持管理費等、余分な経費が生じている。
- ・4庁舎の維持管理経費が必要であり、老朽化が進んでいることから今後さらに増加することが見込まれる。



これらの問題を解決するためには・・・

分散化した組織を一つの庁舎に統合する必要がある、本庁機能を集約できる庁舎建設の必要性が求められている。

(ウ) 行財政改革の必要性と庁舎建設の関係

危機的な財政状況を打破するために、第2次行政改革大綱及び第2次行政改革実施計画に基づき、平成28年度以降の市民サービスに重大な影響をおよぼさないことを基本目標として行政改革の取組みが進められているが、各取組み項目を見ると市が危機的財政状況であるにも関わらず、緊張感や危機感が乏しいと言わざるを得ず、合併優遇措置の段階的廃止に伴う急激な財政事情の悪化に備えるため、市が危機的財政状況であるという認識を職員全員が持ち、速やかに改善していく姿勢で積極的に取組みを進めていくことが肝要と嘉麻市行政改革推進審議会から厳しく指摘されている。

※ 嘉麻市行政改革推進審議会とは・・・

【目的】 社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政実現の推進

【組織】 学識経験者等(大学教授、商工会議所、行政区長、PTA 連合会等、8人)、公募委員(市民から4人)、計12人

【嘉麻市行政改革推進審議会答申の抜粋】

●平成25年9月27日答申より

嘉麻市の将来を見据えた大きな視点からの行政改革として見たとき、遅延・未着手となっている取組事項の多くは、庁舎問題が大きな阻害要因となり、その進捗が阻まれていることは明白であります。また、合併特例債の活用期限が平成32年度であるならば一時の猶予も許されるものではなく、市として方向性すら定められていない現状のまま時を経過していることについて、審議会としても憂慮するところです。行政改革の円滑なる推進には庁舎問題の解決が必要不可欠であり、早急なる対応が求められるところです。

●平成26年11月28日答申より

新庁舎建設については、市長から方向性が出されており、前進していることは評価するところであります。ただ、現在でも市民はまだ旧市町の意識が強いように思われます。嘉麻市民としての市民意識を形成する意味でも、新庁舎の建設は重要であり、1年でも早い建設を要望します。

・分庁の見直し

新庁舎建設については、合併特例債の発行期限である平成32年度までに新設する方向性が出されているということであるが、定員適正化計画の観点からも1年でも2年でも早く建設する必要がある。早期に庁舎建設計画を作成し、速やかに進められたい。

・計画的な職員数の削減

平成39年度に350人体制を達成することとしているが、もっと早期に達成するためにスピードアップを図るべきである。財政状況が悪くなり、赤字が増えていく状況であるため、新庁舎建設による人員整理及び各所の合理化を実施し、早期の目標達成を目指していくべきである。

このままでは収入不足に陥ることは確実。これらに対する取り組み・・・

【なぜこのようなことが指摘されるのか・・・】

- ・本市の人口は、すでに著しい減少が現実となっており、今後、市税や普通交付税等の収入面での多大な影響が生じるのは明白な状況。
- ・合併団体に対する普通交付税の優遇措置が平成28年度から段階的に縮減され、平成32年度には優遇措置が終了。

減少する人口・収入にあった適正な職員数で運営できる簡素な組織を構築し、総人件費を抑制し、住民サービスへの影響を最小限に留める。

* 職員数：合併時548人⇒平成25年度429人

平成39年度までに350人まで削減見込

(エ)庁舎建設の必要性のまとめ

行財政改革や庁舎建設に関し、誤解されているイメージ

- ・新しい庁舎を建設することだけが目的！！
- ・職員を削減することが目的！！
- ・新庁舎の周辺だけを発展させることが目的！！

嘉麻市を取り巻く厳しい現状
交付税優遇措置の段階的収束による収入の減少
少子高齢化、人口減少による税収の減少
4庁舎の老朽化への対応

【行財政改革や庁舎建設に関する現状認識、自治体として目指す姿】

新しい庁舎を建設することや職員を削減することが目的ではなく、今後、嘉麻市において収入面での交付税優遇措置の段階的収束や少子高齢化や人口減少による収入の大幅な減少の問題、また、老朽化が著しい庁舎建物の整備に関する問題等の「嘉麻市を取り巻く厳しい現状」を認識し、これらに対して総合的に取り組み、「**嘉麻市が、将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制(施設、組織、財政等)づくりが最大の目的**」である。

〔この目的達成のために〕

- 嘉麻市が将来にわたり基礎的な自治体としてあり続けるための老朽庁舎問題への総合的な対応、また、最少の職員で適切な住民サービスを維持する職員数の適正化を図り、人件費総額の抑制及び分庁方式解消による本庁方式の確立のために、**本庁機能を集約できる庁舎建設が必要**である。
- 嘉麻市が今後も住みたいと、また嘉麻市に住んでみたいと思われる地域となるよう、本庁と支所の役割分担のあり方、各地域の地域振興や地域公共交通の整備等について検討し、**旧市町の各地域が嘉麻市の主要な地域として疲弊することなく発展することが重要**である。

*** これらの目的が達成できない場合、市の歳入不足が生じ、住民サービスの低下、各料金等の値上げによるさらなる人口流出等の負の連鎖。さらには、庁舎老朽による地震等の災害時の使用不可（庁舎自体の崩落も・・・）等の重大な問題を引き起こすことも想定される。**

【3】庁舎建設の時期、財源について

(資料出典：平成27年3月4日 第10回新庁舎に関する調査特別委員会提出資料より)

庁舎建設を実施する時期については、建設に要する財源の関係が非常に重要な視点となる。通常、市町村が庁舎を建設する際には、すべての経費について、市町村で負担しなければならないが、合併団体である本市は、庁舎建設に係る経費に対し合併特例債を財源として活用することができる。

合併特例債とは・・・

- ・ 合併特例債は、合併した市町村が新しいまちづくりのために実施する事業のうち特に必要と認められた事業に対する財源として借り入れることのできる地方債（借入金）
- ・ 本市では、平成32年度までに限り活用が可能であり、事業費の95%まで借り入れることができ、返済における元金及び利息総額の70%が普通交付税により国より手当される。



平成32年度までの合併特例債の活用時期を逃すと・・・

庁舎建設に係る事業費全額を市がまかなわなければならない、庁舎建設における事業においては、合併特例債を財源とすることが最も有利であり、合併特例債が活用できる平成32年度までの期間に庁舎建設が必要である。

〔参考資料7〕 合併特例債を活用した庁舎建設での市の負担額を試算
(庁舎建設事業費を40億円と仮定)

〔特例債借入、交付税算入等〕

- ・ 合併特例債の借入可能額は、庁舎建設事業費の95%である38億円を借入。
- ・ 借入ることのできなかつた残額の5%分である2億円は市が建設時に負担。
- ・ 合併特例債の返済については、38億円を借り入れると、元金38億円と利息約3億円をあわせた返済総額は約41億円（年利0.9%、20年返済で試算）
- ・ 普通交付税として返済総額の70%相当額の約28億7千万円が国から手当される。
- ・ 返済に係る市の実際の負担額は、41億円から普通交付税として手当された28億7千万円を差し引いた約12億3千万円となる。

〔市が実際に負担しなければならない額〕

○合併特例債を活用した場合、40億円の庁舎を建設する場合において、建設時に負担する2億円と合併特例債の返済における市の負担額の約12億3千万円を合わせた14億3千万円で建設することができる大変有利な財源である。

○合併特例債を活用できない場合、40億円の庁舎を建設する場合において、市が実際に負担しなければならない額は、庁舎建設事業費40億円と借入金利息約3億円をあわせた約43億円全額を市でまかなわなければならない。

⇒合併特例債を活用した場合としない場合の市の実質的な負担の差は、14億3千万円と約43億円の差である、約28億7千万円となる。

〔参考資料 8〕 新庁舎建設後の庁舎建設返済金と維持管理経費の削減効果額

◆ 庁舎建設に伴う 1 年当り実質借入金返済額

・・・ 12 億 3 千万円 ÷ 20 年 ≒ 62 百万円

◆ 庁舎建設後の維持管理経費削減効果額（庁舎問題に関する検討報告書より）

◎ 分庁解消による維持管理経費削減効果額 ・・・ 20 百万円

◎ 庁舎間移動及び公用車管理経費に係る削減効果額 ・・・ 17 百万円

新庁舎の建設による維持管理費の削減効果額について、「庁舎問題に関する検討報告書」の試算によると、年間約 37 百万円の経費節減が図れる試算結果となっている。

この節減効果は、庁舎建設に伴う借入金（合併特例債）の返済金のうち実質的に市が 1 年間に借入金の返済として負担しなければならない 62 百万円に対して約 6 割相当を庁舎維持管理経費の節減効果である 37 百万円で相殺できると見込まれる。

※ 「庁舎問題に関する報告書」における維持管理経費の試算においては、修繕料、工事費等の補修費についても試算に含まれており、庁舎新築においては当該経費の発生は見込みにくいことから、今後の詳細な調査等によりさらなる維持管理経費の節減効果が期待される。

〔参考資料 9〕 職員 350 人体制に伴う人件費の削減効果額

平成 26 年 12 月に見直された嘉麻市職員定員適正化計画においては、平成 39 年度までの全会計の総職員数を 350 人とする考えが示された。具体的な削減計画は下記の表のとおりである。

平成 25 年度における総職員数 429 人を平成 39 年度までに年次的に 350 人まで削減を行った結果、単年度あたりで人件費削減効果額約 7 億 3 千万円が見込まれ、平成 25 年度から平成 32 年度までの人件費削減額の累積は約 5 億 4 千万円が見込まれている。

定 員 適 正 化 計 画

平成26年
12月修正 (単位:人、千円)

区 分	合併算定替期間			激変緩和措置期間						一本算定期間						累 計	
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計	38		39
人員	(429)	(423)	(437)	(428)	(421)	(413)	(404)	(397)	(391)	(383)	(379)	(375)	(368)		(360)	(350)	
	429	423	428	421	413	408	399	391	380	374	370	363	358		355	350	
増減 (前年比)		△ 6	5	△ 7	△ 8	△ 5	△ 9	△ 8	△ 11	△ 6	△ 4	△ 7	△ 5	△ 71	△ 3	△ 5	△ 79
影響額		54,000	△ 22,500	63,000	72,000	45,000	81,000	72,000	99,000	54,000	36,000	63,000	45,000	661,500	27,000	45,000	733,500
累積額		54,000	31,500	94,500	166,500	211,500	292,500	364,500	463,500	517,500	553,500	616,500	661,500	4,027,500	688,500	733,500	5,449,500

定員適正化計画の仮定条件

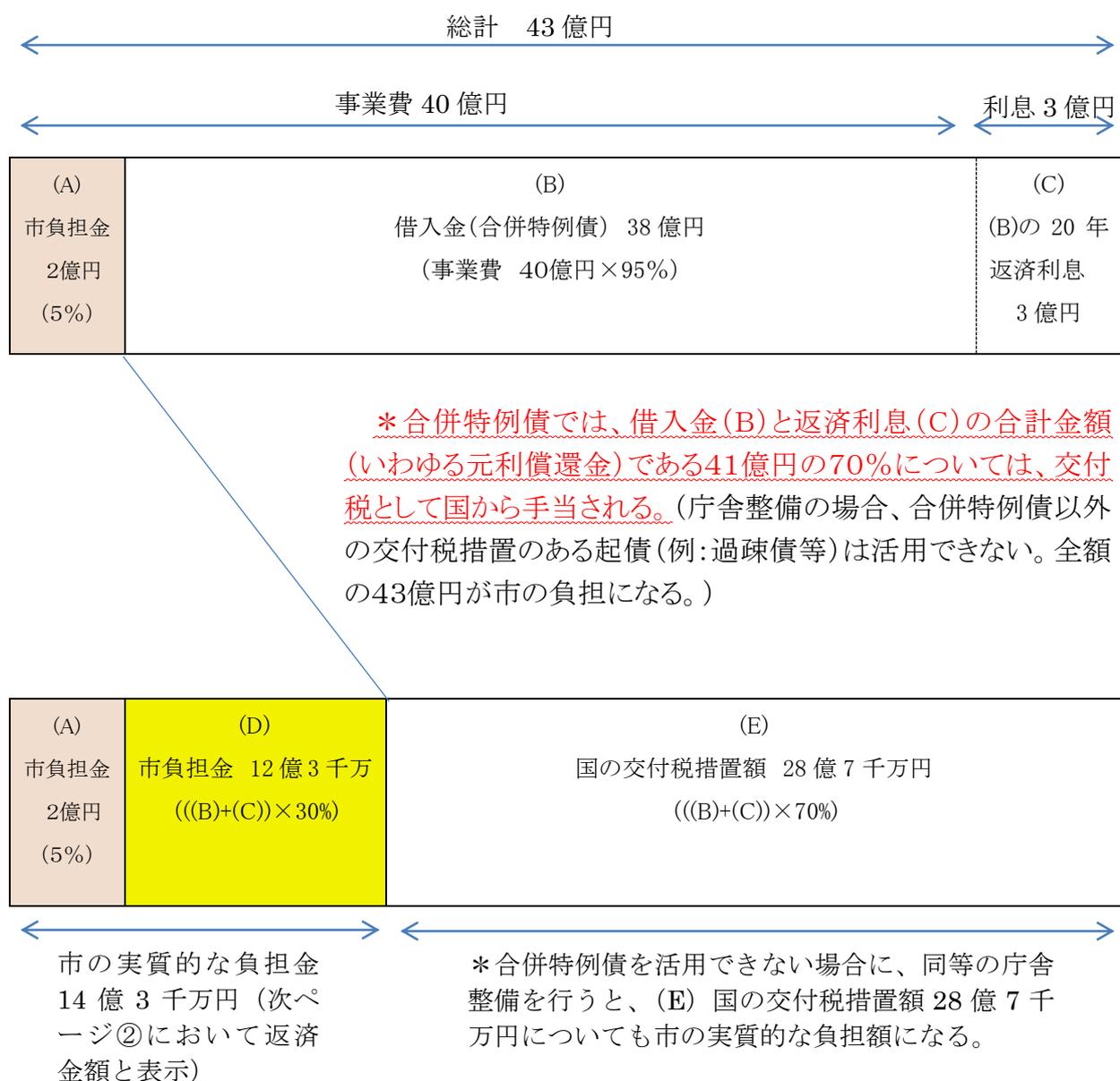
- 1 人件費の換算は、減員退職者 900 万円／人、増員新規採用者 450 万円／人とする。
- 2 減員は、定年退職者に勧奨退職見込み者数を加算し、年次削減する。
- 3 平成 27 年度において、過去の欠員による業務過多状況を改善したうえで、職員相互に業務量の過疎過密が生じないよう、総体的かつ段階的に年次削減する。
- 4 退職職員の補充は、事務職における退職者数の 3 分の 1 の数を新規採用見込み者数として加算
- 5 保育士数は、現行の市立保育所において 2 保育所を民営化するものとして職員数を年次削減する。ただし、民営化時期は特定していない。

[参考資料10] 毎年の償還金の返済に関するイメージ図

([参考資料7]～[参考資料9]のまとめ資料として)

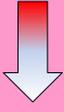
[資料7より] 事業費40億円(20年償還で計算、利息3億円と仮定)し、合併特例債が活用できた場合における市の負担額イメージ

①市が実質的に負担することになる金額(下図の(A)(D)の部分)



②返済金額と財源のイメージ

市の実質的な負担金14億3千万円（返済金額）に関し、〔資料8〕〔資料9〕で算出される財源イメージ（資料内容の単純視覚化のため、事業年度を平成31年度の単年度、返済金額と返済に充てる財源を単年度差し引きと仮定試算）

年度	返済金額 〔参考資料7〕〔参考資料8〕より (ア)	返済金額に充てる財源① 〔参考資料8〕より 維持管理経費削減効果額 (イ)	返済金額に充てる財源② 〔参考資料9〕より 職員人件費削減効果額 *参考職員数(H18年度:548人、H25年度:429人) (ウ)	維持管理経費、職員人件費削減効果残額 (エ) ((イ)+(ウ)-(ア))
平成31年度	(A) 200百万円		290百万円 (職員数:399人)	90百万円
平成32年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	365百万円 (" :391人)	340百万円
平成33年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	464百万円 (" :380人)	439百万円
平成34年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	518百万円 (" :374人)	493百万円
平成35年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	554百万円 (" :370人)	529百万円
平成36年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	617百万円 (" :363人)	592百万円
平成37年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	662百万円 (" :358人)	637百万円
平成38年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	689百万円 (" :355人)	664百万円
平成39年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	734百万円 (" :350人)	709百万円
～	～	～	～	～
平成51年度	(D)/20年 62百万円	37百万円	734百万円 (" :350人)	709百万円
計	(A)+(D) 1,430百万円 *返済金額の完済	740百万円	13,701百万円	13,011百万円
平成52年度以降 	—	毎年、37百万円の削減効果継続 	毎年、734百万円の削減効果継続(" :350人) 	毎年、771百万円の削減効果継続 

*返済金額に対し返済金額に充てる財源を超える金額(上表の削減効果額(エ))については、市の余剰となる財源ではない。

今後、交付税等の減少により不足することが予想される市の収入に充当され、将来にわたり住民サービスを維持できるような基礎的な自治体としてあり続けるために不可欠な主要財源である。

【4】庁舎建設に関する取り組みについて

(資料出典：平成27年3月4日 第10回新庁舎に関する調査特別委員会提出資料より)

- ◆課題1 説明会やアンケート等による意向調査等が行われず、庁舎位置の変更が決定されことに関し、市民参画の観点から対応が不足しているのでは。

〔視点1〕情報共有・説明責任

「庁舎位置は、これを議決できる唯一の機関であり市民の代表である市議会において慎重な審議と議決が行われており、執行部は政治の意思に基づき事務を執行する立場にあること。」については、説明会等を重ね細やかに説明を行う。

また、議会提出資料や説明資料については速やかに公表を行い市民との情報共有を行う。

- * 説明の際には、下記2、3についてもあわせて説明することが有効と思われるため、説明会等の日程については、アンケートのとりまとめ後（平成27年度）とする。ただし、出席要請のあった出前講座的な会合については、随時対応する。

具体的な取り組み1

- ① アンケートの実施（平成27年1月回収、現在分析中）
- ② 庁舎に関する積極的な情報提供開始
 - ・嘉麻市公式ホームページの更新（過去の経緯から今後の取り組み等）
 - ・嘉麻市広報誌への掲載
- ③ 説明会、出前講座
 - ・出席要請のあった出前講座での説明（ホームページ、広報誌掲載内容について説明）
 - ・アンケート取りまとめ後、説明会開催予定（平成27年4月以降開催予定。アンケート分析結果、今後の取り組み等について説明）
- ④ 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会による調査審議（*平成27年3月定例市議会に審議会設置について議案の提出（議案第2号））
 - ・組織構成：学識経験者、公共的団体が推薦する者、市民からの公募による者
 - ・所掌事務：新庁舎建設基本計画（案）、支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能等

*高度で専門的な技術が必要な事項については、外部委託

【建設基本計画の外部委託について】

当該審議会が所掌する調査審議事項については、本庁舎の敷地の利用計画、建

築内容、外観図等の作成、また、本庁と支所のあり方及び支所に必要な機能を検討する過程において、高度で専門的な技術が必要になるため、これらについては、庁舎建設基本計画として外部委託するものとし、想定される具体的内容としては次のとおりである。

想定される建設基本計画委託の具体的内容

◆計画策定年度

平成27年度（平成27年度当初予算案に計上）

◆概要

嘉麻市庁舎問題に関し、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会と協議を行いながら、新庁舎の建設に必要な基本計画の作成、本庁舎と支所のあり方等についてとりまとめを行う。

◆計画策定に関し必要となる視点

- ・市民サービスの向上と行政運営の効率化
- ・防災拠点
- ・機能性と経済性
- ・利用しやすく地域の核となる建築物
- ・本庁と支所を取り巻く地域振興や交通体系網

◆想定される検討内容

- ・敷地利用について
- ・建築計画について
- ・窓口・執務空間等について
- ・事業計画について
- ・支所のあり方について



- ◆課題2 財源不足、職員数の過大解消等の執行部が行うべき取り組みが不足しているのでは。

〔視点2〕行政改革の実施

平成26年9月議会中の行財政改革に関する調査特別委員会資料（人事秘書課・財政課作成）を中心に市民に積極的に周知し、あわせてさらなる行政改革を実施する。*特に、嘉麻市の財政状況、職員削減を含めた組織のスリム化の必要性等と庁舎問題の関係性等についても市民に周知する必要がある。

具体的な取り組み2

- ① 市民に対して、**具体的な取り組み1**の②③と同様に、行政改革の必要性、行政改革推進審議会の審議内容等について、ホームページ、広報誌等による積極的な情報提供。また、庁舎に関する説明会においてあわせて説明（平成27年4月以降開催予定）。
- ② 全職員を対象に、財政計画、職員適正化計画、庁舎課題等について説明会の実施（「5 行財改革及び庁舎建設に関する職員説明会参加状況等について」に掲載）



◆課題3 地域から分庁等がなくなると、地域のさらなる疲弊が想定されるのでは。

[視点3] 地域活性化

庁舎建設地及び従来庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として発展するよう総合計画等において地域活性化の全体ビジョンを確立する。

特に、本庁舎が建設される地域以外が衰退しないよう、また地域の市民生活が激変しないように、市民が不安に感じている点等について平成26年度中に市民意識調査（アンケート）を行い、今後の基本計画に可能な限り反映させる。

* また、地域の声や意見を取りまとめるために、各地区の総合窓口課職員を地域コーディネーターとしての配置を検討する。（各地域の意見のとりまとめ、説明会の開催、支所のありかたの整理）

具体的な取り組み3

市民に対して、**具体的な取り組み1**の④と同様にアンケート結果を参考に、審議会による調査検討を行う。



◆課題4 議会が議決した建設候補地はハザードマップ上での浸水地域では。

〔視点4〕安心・安全な施設

ハザードマップについては、次の3点について調査・整理を行い所要の対応を行う。また、その他の災害についても対応する安心・安全な庁舎設置を図る。

- ・直近に冠水した時期、程度
- ・堰等整備による治水工事の状況（時期、内容、見込まれる効果）等
- ・ハザードマップの浸水地域指定の意味・精度の確認

具体的な取り組み4

過去の水害、治水工事の状況、ハザードマップの浸水地域指定の意味・精度等について調査を行い整理する。（調査中）



【参考】庁舎建設等に関するスケジュール（第9回新庁舎に関する調査特別委員会資料の再掲）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
アンケート調査 ・調査、分析 ・課題等の整理	⇒						
建設基本計画 ・庁舎建設基本計画 ・本庁と支所のあり方検討		⇒⇒⇒⇒					
建設基本設計 ・測量、調査、基本設計等			⇒⇒⇒⇒				
建設実施設計			⇒	⇒⇒			
造成工事				⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒		
建設工事					⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	
引越準備等					⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	
竣工、開庁							➡

（注） ⇒：およそ3ヶ月の期間を示す

〔補足説明〕

本スケジュールは、平成26年度のアンケート調査、平成27年度の基本計画等の実施内容次第により、その後の基本設計以降の内容及びスケジュールは大きく変化するため、現状においては、標準的な工程を記載している。

【5】庁舎に関し、よくいただく質問（Q & A）

Q 1. 庁舎を建設する必要があるの？

A 1. 嘉麻市が採用している分庁方式は、業務上どうしても各庁舎間の移動が必要となり、それに伴う事務の非効率化とともに移動に係る余分な経費が必要となっていることや行政サービスの分散による市民サービスの低下など様々な問題を抱えています。

また、各庁舎は、経年劣化が著しく、今後も長く使い続けるためには、建物の本体や設備関係の大規模改修が必要になること、さらに、各庁舎とも新耐震基準が定められる以前に建築された建物であるため、耐震性能にも問題があると考えられ、もし、災害等で庁舎が甚大な損害を受けると、保健、福祉、医療など市民のみなさまの生命や健康など生活に密着する市民サービスが停止してしまい、復旧までの長期間にわたり市民生活に混乱が生じることが懸念されることから、耐震補強にかかる工事が必要になると考えられます。

合併団体が行う庁舎建設に対しては、大変有利な財源である、合併特例債を活用することができることになっておりますが、平成32年度までに施設整備が完了しなければ、活用できません。

庁舎に関する様々な課題を解決するためにも、この財源が活用できる間に市民サービスを安定して円滑に行える安心安全な庁舎を建設することが必要であると考えています。

なお、今後見込まれる人口及び収入の減少を見据えた中で、行財政改革や簡素な組織化による適切な職員数への移行、長きにわたり存続できる新庁舎整備は、嘉麻市が今後も基礎的な自治体として継続していくために必要不可欠なものであると考えています。

※適切な職員数：平成25年度末職員数429人を平成39年度に350人を目標として、毎年段階的に削減を実施。職員数350人体制を達成した際の人件費削減効果額は、累計で約54億5千万円と推計されています。なお、職員数350人体制を達成した際には、それ以降、毎年約7億3千万円の人件費削減効果が期待できるとされています。

Q 2. 庁舎が建設されると支所はなくなるの？

A 2. 庁舎を中心とした均衡ある地域の発展及び全市的な効果的なまちづくりの観点を踏まえ、庁舎建設地及び従来庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として発展するよう地域活性化の全体ビジョンを確立していく必要があると考えています。

この内容については、平成27年度に予定しています基本計画策定や今後の総合計画策定の中で、市民説明会や市民アンケート等での意見を参考にしながら、市民サービスの低下を招くことのないよう、総合支所、出張所の取り扱いや市民の利便性の確保のための交通体系の整備等について検討していきたいと考えています。

Q 3. 建設予定地は造成工事が必要と聞いたが・・・？

A 3. 平成24年に作成されている「庁舎問題検討報告書」では、新庁舎の建設予定地である稲築多目的運動広場における概算事業費の算出において、造成費の計上がされてないなか、今回お示ししている、庁舎建設等に関するスケジュールにおいて造成期間が示されているた

め、建設予定地における浸水指定（平成20年作成「嘉麻市防災マップ」における洪水ハザードマップにより指定）の影響を考慮し、大規模な造成工事を予定しているのではないかとの話があるようです。

この、庁舎建設等に関するスケジュールに記載している平成28年度以降の項目については、通常建物が建設される際の標準的な工程に基づき提示しているもので、具体的な整備内容及び事業費については、今後、市民等を交え策定を予定している庁舎建設の基本計画において、庁舎の規模・構造及び必要な機能等を検討していく中で把握していくことになります。

なお、「庁舎問題検討報告書」での各候補地の概算事業費においては、その予定地の必要最小限の建設関係経費を示しているものです。

※ 洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とは・・・

大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川がはん濫した場合に想定される浸水区域を示したもので、遠賀川は150年に1回、泉河内川は100年に1回程度の大雨によるものとされています。なお、想定を超える降雨が発生した場合や、合流河川等の影響によるはん濫が起こった場合等を考慮していないため、浸水想定区域に指定されていない区域においても発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

【参考】

- 建設予定地・・・・・・・・稲築多目的運動広場 2.0m～5.0m
- 現在の各庁舎における浸水深
 - ・ 碓井庁舎 1.0m～2.0m ・ 稲築庁舎 2.0m～5.0m
 - ・ 嘉穂庁舎 1.0m～2.0m ・ 山田庁舎 浸水区域外

※ 「嘉麻市防災マップ（洪水ハザードマップ）」及び「庁舎問題検討報告書」は、嘉麻市ホームページに掲載されています。

Q 4. 庁舎の位置を定める条例の一部を改正条例は法令、自治基本条例との関係？

A 4. 自治基本条例（以下「条例」といいます。）は、市民の権利及び義務並びに議会及び市長部局、各委員会、水道事業管理者の役割及び責務を定めています。（各主体の役割や責務を下記表に記載しています。）

【市民の権利及び責務】

項 目	内 容
市民の権利及び責務 （第9条）	●市政に参画する権利を有します。●情報を知る権利を有します。 ●安全で安心して暮らす権利を有します。
市民の責務 （第10条）	●自治の主体であることを認識して、市政へ参画するときは、自らの発言と行動に責任を持ちます。●まちづくりにおいて互いの意思を尊重して、連携します。●行政サービスに係る負担を分任します。
事業所等の責務 （第11条）	●市内で事業を行う者は、地域社会の一員であることを自覚して、自然環境などに配慮し、公益的活動に貢献するよう努めます。

【議会の役割及び責務】

項 目	内 容
議会の役割及び責務 (第 12 条)	●独自の政策立案や政策提言を積極的に行います。
開かれた議会運営 (第 13 条)	●情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を果たします。●会議を公開し、議員活動への市民参画を推進します。●市民の意見を政策の形成に反映させ、市民主体の自治を推進します。
議員の責務 (第 14 条)	●市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行います。●自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めます。
情報公開及び情報提供 (第 19 条)	●公正で開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を積極的に公開します。●市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供していきます。
説明責任及び応答責任 (第 20 条)	●政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その過程、内容、効果、手続き、費用等について、市民にわかりやすく説明します。●市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答します。

【市長等の役割及び責務】

項 目	内 容
市長の責務 (第 15 条)	●市民主体の自治を推進します。 ●健全な財政運営に努め、行財政運営の基本方針を市民及び議会に説明し、達成状況を公表します。●行政評価を実施し、第三者による外部評価を取り入れます。●行政評価の結果を市民の意見も踏まえて施策に反映させます。●市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し、生命と財産を守ります。●職員の指揮監督、適正配置及び人材育成を図ります。●就任時には、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓します。
市の役割及び責務 (第 16 条)	●市民にわかりやすく行政サービスを提供します。●事務事業は、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めます。●簡素でわかりやすい組織編成を行い、必要に応じて見直します。●職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めます。
職員の責務 (第 17 条)	●政策能力の向上のため、自己研鑽に努め、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を行います。●職務を行うときは、法令、条例等を遵守します。
審議会等の運営 (第 18 条)	●審議会等の委員を選任するときは、委員を公募し、男女比率、年齢構成などが不均衡にならないように留意します。●審議会等の会議及び会議録を公開します。

情報公開及び情報提供 (第 19 条)	●公正で開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を積極的に公開します。●市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供していきます。
説明責任及び応答責任 (第 20 条)	●政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その過程、内容、効果、手続き、費用等について、市民にわかりやすく説明します。●市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答します。
市民参画の推進 (第 23 条)	●多様な制度を設け、施策を講じることにより、市民参画を推進します。●市民が参画しないことによって不利益を受けることがないように、配慮します。
参画の対象 (第 26 条)	●施策の形成及びその過程への市民の参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす、計画の策定、変更又は廃止、条例の制定、改正又は廃止、施策の実施、変更又は廃止については、市民に意見を求めていきます。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

なお、議会の提案による庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」といいます。）については、地方自治法第 112 条に基づき、議員固有の権利である議員の議案提出権を行使したものであり、自治基本条例には違反していない。

また、地方自治法における改正条例の手続きについて、地方自治法第 4 条第 3 項の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得て可決され、その後、この議決を不服として、地方自治法第 176 条第 2 項の規定により、再議に付してもなお、出席議員の 3 分の 2 の者の同意を得て議決が確定した案件であり、再議可決により条例の改正は法律的に確定しています。

※市長等とは・・・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者。

Q 5. 現庁舎の現状（問題点）は？

A 5. 本市は現在 4 つの庁舎を有していますが、どの庁舎においても現行の耐震基準に基づいた建築物ではないため、防災面及び安全面での問題を抱えています。また、バリアフリー対応への遅れ、高度情報化社会の進展に伴う OA 機器の導入や IT 化対応の困難性、慢性的な会議室不足や執務環境面での狭隘化により事務効率の低下など、効率的な事務サービスの提供にも支障を来たしています。

また、最も新しい碓井庁舎であっても建築後 33 年を経過し、平成 32 年度末の償却残余年数も 11 年となっており、下記に写真を掲載していますが、すべての庁舎において老朽化がかなり進んでいます。各庁舎にお金をかけて耐震補強や大規模改修したとしても、建物自体の寿命が大幅に延びるわけではなく、結果として、近いうちに再度大規模改修や建替えが必要となります。